

モールス電信技能認定実施規程

(目的)

第1条 この規程は、連盟がモールス電信技能の認定を行うことにより、モールス電信による通信のより一層の普及・発展を図ることを目的とする。

(技能の種別)

第2条 認定する技能の種別及び等級(以下「資格」という。)は、次のとおりとする。

(1) 総合

ア	モールス電信総合	五段
イ	モールス電信総合	四段
ウ	モールス電信総合	三段
エ	モールス電信総合	二段
オ	モールス電信総合	初段
カ	モールス電信総合	一級
キ	モールス電信総合	二級
ク	モールス電信総合	三級

(2) 欧文

ア	モールス電信欧文	五段
イ	モールス電信欧文	四段
ウ	モールス電信欧文	三段
エ	モールス電信欧文	二段
オ	モールス電信欧文	初段
カ	モールス電信欧文	一級
キ	モールス電信欧文	二級
ク	モールス電信欧文	三級

(認定)

第3条 モールス電信技能の認定は、資格ごとに行う実技試験によるものとする。

(試験科目)

第4条 資格ごとの試験科目は、次のとおりとする。

(1) モールス電信総合

- ア 五段、四段、三段、二段及び初段は、和文、欧文普通語及び欧文暗語
- イ 一級、二級及び三級は、和文及び欧文普通語

(2) モールス電信欧文

- ア 五段、四段、三段、二段及び初段は、欧文普通語及び欧文暗語
- イ 一級、二級及び三級は、欧文普通語

(技能要件)

第5条 等級ごとの技能要件は、次表のとおりとする。

資格の等級	五段	四段	三段	二段	初段	一級	二級	三級
通信速度(字/分)注1	160	140	120	110	90	60	45	25
試験時間	約3分間						約2分間	
試験方法	手書きによる音響受信 注2							

注1 この「通信速度は、PARIS方式により表示したものである。

2 音響受信については、会長が特に認めるときは他の方法によることができる。

(名人位)

第6条 モールス電信の和文及び欧文の送信並びに受信に特に優れた技能を有する者を名人とする。

2 名人の試験科目は、和文、欧文普通語、欧文暗語とし、技能要件は、次表のとおりとする。

通信速度(字/分)注1	試験時間	試験方法
180	約5分間	手送り送信及び手書きによる音響受信 注2

注1 この通信速度は、PARIS方式により表示したものである。

2 音響受信については、会長が特に認めるときは他の方法によることができる。

(試験の免除)

第7条 一定の資格を有する無線従事者が、モールス電信技能の試験を受ける場合は申請により次に定める区別に従い試験の全部又は一部を免除する。

2 前項の申請は、国家試験を受験し、「電気通信術」の「科目合格」の日付けが次に定める区別の無線従事者資格を取得した日の前の場合は、試験の全部又は一部を免除する。

(1) 試験免除

認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格
第一級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合三段以下
第一級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合二段以下
第二・三級総合無線通信士	モールス電信総合二段以下
第一級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合一級以下
第一級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文一級以下
第一級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日から平成23年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文三級
第二級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文二級以下

第二級アマチュア無線技士 (平成 17 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文三級
第三級アマチュア無線技士 (平成 17 年 9 月 30 日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文三級

(2) 科目免除

認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格
国内電信級陸上特殊無線技士	モールス電信総合二段以下の和文
第一級アマチュア無線技士 (平成 8 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合一級以下の欧文
第一級アマチュア無線技士 (平成 17 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合三級以下の欧文
第二級アマチュア無線技士 (平成 17 年 9 月 30 日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合二級以下の欧文
第二級アマチュア無線技士 (平成 17 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合三級以下の欧文
第三級アマチュア無線技士 (平成 17 年 9 月 30 日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合三級の欧文

(認定員の選任)

第 8 条 会長は、この制度の円滑な運営を図るため、モールス電信の試験に精通している者を認定員として選任し、技能認定に係る試験問題の作成、採点、判定等の業務を行わせる。

2 前項の判定は、複数の認定員の合議により決定する。

(ボランティア試験員)

第 9 条 会長は、実技試験を円滑に実施するため、総合及び欧文の一級以下の各資格の試験の実施並びに採点をボランティア試験員に行わせることができる。

2 ボランティア試験員は、モールス電信総合一級以上の資格を有し、かつ、本連盟の正員でなくてはならない。

3 ボランティア試験員を希望する者は、モールス電信技能認定の免状の写しを添えて申し出を行い、会長の許可を受けなければならない。

(試験の実施)

第 10 条 試験の実施の細部については、別に定める。

(処分)

第 11 条 試験に関して不正の行為があったときは、当該試験を無効とすることがある。

(免状)

第 12 条 実技試験に合格した会員には、申請により免状を交付する。

2 前項の申請は、合格発表の日から 6 箇月以内とする。

(手数料)

第 13 条 試験の申込手数料及び免状の交付申請手数料については、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。